

介護事業所・施設等に対する サービス継続支援事業

令和8年3月 医療介護基盤課

1. 目的・位置づけ

- 物価上昇・災害等の影響下でも介護サービスを円滑に継続するための支援を実施
- 実施主体：都道府県（事業所・施設は所在都道府県へ申請）
※複数事業所が同一都道府県内にある場合、一括申請が可能

2. 支援内容(A:事業所支援)

- 対象:介護事業所・介護施設等(※一部対象外あり)
 - ・介護予防サービス等は対象外
- 補助上限(例)
 - ・訪問介護:20/30/40/50万円(規模区分)
 - ・通所介護:20/30/40万円(規模区分)
 - ・施設系(介護老人福祉施設(地域密着型含む)・介護老人保健施設・介護医療院・短期入所生活介護・養護老人ホーム・軽費老人ホーム):定員1人あたり6千円
 - ・その他:1事業所あたり20万円(類型により)
- 対象経費(例)
 - ・移動:燃料費・有料道路通行料等
 - ・暑さ/雪害対策:ネッククーラー、スパイク/スタッドレスタイヤ等
 - ・温湿度管理:業務用スポットクーラー、サーキュレーター、遮熱カーテン等
 - ・災害備蓄:飲料水・食料品(ローリングストック初期費用)、ポータブル発電機、衛生用品、簡易トイレ等

3. 支援内容(B:介護施設等の食材料費支援)

- 対象施設
 - ・介護老人福祉施設(地域密着型含む)・介護老人保健施設・介護医療院
 - ・短期入所生活介護・養護老人ホーム・軽費老人ホーム
- 補助上限:定員1人あたり1.8万円
- 対象経費:食材料費(食事提供の継続に必要な経費)

4. 留意点・申請方法

- 留意点
 - 予算の範囲内で補助を行うため、補助額について変動する可能性あり
- 申請(広島県)
 - ・申請受付方法及び受付時期:未定
 - ・申請先:所在都道府県(都道府県知事)
- 県ホームページ
 - ([介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業について](#))
- 詳細については、[介護最新情報vol.1461](#)参照